

認定 HLA 教育者認定制度規則

(目的)

第 1 条 この制度は、組織適合性に関する次世代の実務者・研究者・臨床医を教育指導するため、組織適合性に関する専門的な知識を有する基礎医学研究者や臨床医を対象に講師として育成することを目的とする。

(定義)

第 2 条 認定 HLA 教育者とは、組織適合性に関する広範な知識を有する基礎医学研究者や臨床医であり、一定期間経過後、認定組織適合性指導者の申請資格を取得できる。

- (1) 認定 HLA 教育者の英語名称は、Certified HLA Educator (JSHI) とする。
- (2) 認定 HLA 教育者の英語略称は、HE/JSHI とする。

(組織適合性技術者認定制度委員会)

第 3 条 組織適合性技術者認定制度委員会（以下「委員会」という。）は、認定 HLA 教育者に関する必要事項を審議する。

- 2 委員会は、第 1 条の目的を達成するために、認定 HLA 教育者を認定する。
- 3 委員会の組織、運営については別に定める。

(指定履修課程)

第 4 条 委員会は、認定 HLA 教育者育成のために、認定 HLA 教育者認定制度指定履修課程（以下「教育者履修課程」という。）を別に定める。

(認定 HLA 教育者の認定試験受験資格基準及び申請手続き)

第 5 条 認定 HLA 教育者の認定試験受験資格基準は、申請の前年度までに次の各項のすべてを備えていなければならない。

- (1) 日本組織適合性学会（以下「学会」という。）の会員歴が、入会年度を含み通算して 5 年度以上あること。
 - (2) 組織適合性に関する研究または臨床の職務経歴があること。
 - (3) 過去 5 年間で教育者履修課程に定められた講習の受講歴があること。
 - (4) 5 年間で学会が主催する QC ワークショップ集会の参加歴があること。
 - (5) 別表に示した「認定組織適合性制度の資格申請に係る研究・検査実績等の単位換算表」に従い、過去 5 年間に総単位数 50 単位以上を取得していること。但し、当学会の大会への参加が 10 単位以上含まれていなければならない。
- 2 認定 HLA 教育者の認定試験の受験を申請しようとする者は、次の各項の書類を委員会事務局に所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 認定 HLA 教育者認定試験受験申請書（別記様式第 1）
 - (2) 資格・更新審査基準証明書（別記様式第 2）
 - (3) 学会参加および講習会修了などの証明書は、原則として、原本提出とする。
- 3 認定 HLA 教育者の認定試験の受験を申請する者は、受験料を委員会事務局に所定の期日までに納入しなければならない。
- (1) 受験料は、15,000 円とする。

（認定 HLA 教育者の認定資格審査、研修、試験及び登録）

第 6 条 委員会は、年 1 回申請書類に基づき申請者の資格審査を行う。

- 2 委員会は、年 1 回試験を行う。
- 3 認定 HLA 教育者の認定試験は、別に定める認定 HLA 教育者認定試験実施要領によって実施する。
- 4 研修、試験にやむを得ない事情により、申請年度の受講または受験ができないが、翌年度の受講または受験を希望する場合は、文書により認定制度委員会に申請しなければならない。承認された場合には、翌年度の受講または受験を可となる。但し、申請年度において試験を受験して不合格となった場合は、その申請者は不合格となる。
- 5 委員会は、認定 HLA 教育者としての適否を審査し、適格者を認定 HLA 教育者として「認定 HLA 教育者認定登録原簿」に登録する。

（認定 HLA 教育者の認定効力）

第 7 条 認定 HLA 教育者の資格は認定登録原簿に登録後発効する。

- 2 登録者には登録時に「認定 HLA 教育者認定証」を学会の理事長から交付する。
- 3 登録者は、日本組織適合性学会誌に公告する。
- 4 認定証の有効期間は、登録した日から 5 年目の年末日までとする。

（認定 HLA 教育者の認定登録更新資格基準及び申請手続き）

第 8 条 認定 HLA 教育者の認定更新を申請する者は、更新申請日までに次の各項のすべてを備えていなければならない。

- (1) 別表に示した「認定組織適合性制度の資格申請に係る研究・検査実績等の単位換算表」に従い、過去 5 年間で、総単位数 50 単位以上を取得していること。但し、当学会の大会への参加が 10 単位以上含まれていなければならない。
- (2) 更新申請年度の過去 2 年間に教育者履修課程に定められた講習会を 1 回以上受講していること。
- (3) 更新申請年度の過去 5 年間に学会が主催する QC ワークショップ集会への参加があること。

- 2 登録更新の申請をする者は、認定証の有効期間満了の1年前から半年前の期間中で委員会が定める更新申請日までに委員会事務局に次の各項の書類を提出しなければならない。
 - (1) 認定 HLA 教育者登録更新申請書（別記様式第 3）
 - (2) 資格・更新審査基準証明書（別記様式第 2）
 - (3) 学会参加および講習会修了などの証明書は、原則として、原本提出とする。
- 3 認定 HLA 教育者の認定更新を申請する者は、登録更新料を委員会事務局に所定の期日までに納入しなければならない。
 - (1) 登録更新料は、15,000 円とする。
- 4 病気、出産などやむを得ない事情により更新資格基準を満たすことが出来なかった認定 HLA 教育者は、理由書を添えて更新延長を申請することが出来るものとする。但し、認定有効期間は更新延長申請の有無によらず認定証に記載された期日までとする。

（再試験）

第 9 条 認定 HLA 教育者の試験が不合格となった場合には、その翌年度から 2 年度間に限り再試験を受験することができる。

- 2 認定 HLA 教育者の認定再試験の受験を申請しようとする者は、別記様式第 4 を委員会事務局に所定の期日までに提出しなければならない。
- 3 認定再試験の受験を申請する者は、再試験料を委員会事務局に所定の期日までに納入しなければならない。
- 1 認定 HLA 教育者の認定再試験料は、5,000 円とする。

（認定 HLA 教育者認定証の記載事項変更及び再交付手続き）

第 10 条 認定 HLA 教育者認定証の記載事項に変更が生じた者は、すみやかに委員会事務局に認定証記載事項変更及び再交付申請書（別記様式第 5）を提出しなければならない。

- 2 認定証の再交付を申請しようとする者は、別記様式第 5 に再発行の理由を記載し申請しなければならない。
- 3 認定証の記載事項変更及び再交付を申請する者は、その手数料を事務局に納入しなければならない。
 - (1) 記載事項変更の手数料は、1,000 円とする。
 - (2) 認定書再交付の手数料は、2,000 円とする。

（認定の取り消し）

第 10 条 認定 HLA 教育者は次の各項の事由によりその資格を取り消される。

- (1) 認定 HLA 教育者の認定更新をしなかったとき。
- (2) 学会を退会したとき。

(3) 認定 HLA 教育者としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項(3)の判定は、委員会が審議に基づき、これを行う。

(規則の変更)

第 12 条 この規則の変更は、委員会及び学会の理事会並びに社員総会の議決を経たのち、学会の総会の承認を得なければならない。

(細則)

第 13 条 この規則の実施に関し必要事項は、委員会の議決を経たのち、学会の理事会及び社員総会の承認を得て別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 (2022) 年 3 月 20 日から施行する。

(1) 変更：法人化に伴う文書の修正